

「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について(答申案)」の概要

動物愛護管理の現状

動物飼養の現状と社会状況 (p2)

- ・ 犬の登録頭数 41 万頭。他、未登録犬、猫等、多数の動物が飼養
- ・ 登録数に対する狂犬病予防注射接種率は 75% 程度。実際はより低いと推定
- ・ 動物取扱業の施設数が増加し、2,034 施設が登録 (H18.5 月末)
- ・ ふん尿放置、捨て猫、犬の放し飼いなど、近隣トラブルが日々多発
- ・ 法改正により、国の基本指針に基づく都道府県の動物愛護管理推進計画策定の義務化

動物愛護管理行政の現状 (p8)

- ・ 致死処分数は約 5 万 6 千頭 (S58) から約 6 千 6 百頭 (H17) に減少
- ・ 処分される動物の 77% が、飼養管理や譲渡が困難な生後間もない子猫
- ・ 動物取扱業の施設管理、動物の取扱い等の向上が、監視指導上の大きな課題
- ・ 飼い主のいない猫対策は進んでいるが、地域における認知度は不十分
- ・ 動物愛護推進員は、307 名を委嘱 (H18.8 月)
- ・ 感染症予防、災害発生時対策への必要性の高まり

動物愛護推進総合基本計画の達成状況 (p20)

指 標	目 標 (24 年度)	14 年度 実績値	17 年度 実績値
動物の致死処分数	50% 減らす	11,322 頭	6,598 頭 (41.7%)
犬・猫等に関する苦情件数	25% 減らす	30,976 件	17,989 件 (41.9%)
犬の返還・譲渡の割合	80% に増やす	73.2%	78.0%
猫の返還・譲渡の割合	3% に増やす	1.6%	4.2%

今後の動物愛護管理行政の方向

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて (p22)

「家族の一員」から「地域の一員」へ

動物と地域社会が深くかかわり合い、動物愛護管理の推進と地域コミュニティの活性化が相まって発展していく社会を目指す。

共生社会の実現に向けた東京都の役割 (p23)

- ・ 区市町村による動物愛護管理施策やボランティアの活動を支える取組
- ・ 動物取扱業の監視指導など広域的取組を要する分野への対応
- ・ 動物由来感染症など専門性を要求される分野への対応

飼い主の社会的責任の徹底 (p24)

- ・ 適正飼養の普及啓発の強化
ドッグラン、動物病院等での普及啓発活動の拡充等
- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上
動物病院での登録・予防注射済票交付事務の代行の拡大
- ・ 高齢動物の飼養に関する普及啓発
高齢動物の世話や医療等のあり方の検討等

事業者の社会的責任の徹底 (p25)

- ・ 動物取扱業の監視指導の強化
評価基準に基づく重点監視など監視指導の充実
飼い主の自覚と負担に関する説明責任の徹底
- ・ 動物取扱業の資質の向上
優良取扱業のモデル事業の検討
- ・ 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援
専門学校等の講師を対象とした研修や法令等の資料提供

地域の取組への支援 (p27)

- ・ 動物愛護推進員の活動への支援
区市町村による推進員との連携体制づくりへの支援
- ・ 集合住宅における動物の適正飼養の推進
動物飼養モデル規程の整備と販売会社等への周知
- ・ 高齢者の動物飼養への支援の検討
動物の一時預かりの仕組みの検討
- ・ 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
地域の取組の拡大に向けた支援の充実

致死処分数減少への取組 (p29)

- ・ 動物の致死処分数減少のための仕組みづくり
ボランティア団体との連携・協働の拡大
- ・ 新たに策定する計画の目標値の設定

10 年後の目標

引取り数を半減 致死処分数を 55% 減
犬の返還・譲渡率 78% を 85% 以上に
猫の返還・譲渡率 4.2% を 10% 以上に

都民と動物の安全の確保 (p30)

- ・ 動物由来感染症への対応能力の向上
関係局との連携強化と訓練の実施等
感染症発生時に備えた動物の隔離・検査等の機能強化
- ・ 災害発生時の動物救援機能等の強化
ボランティアネットワークの構築
実験動物飼養施設等での災害時対策推進